

## 委員および一般からの意見

委員からの流域委員会の審議に関するご意見、ご指摘（2001/10/10～2001/10/28）

委員からのご意見、ご指摘はありませんでした。

一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘（2001/10/10～2001/10/28）

	発言者 所属等	傍聴 希望	受 取 日	内 容
1	環境にやさしい街づくり推進会 菅野 敬氏	第5猪	9/10  (10/11)	（猪名川部会長（米山委員）あてに質問書が届きました。） 別紙1をご参照下さい。 回答については、第5回猪名川部会(10/9)にて検討を行い、10/11に回答書をお送りしました。別紙2をご参照下さい。
2	京都クマタカ研究会 中村桂子氏	×	10/10	第4回委員会、ある委員の発言について クマタカに限らずあらゆる生き物の生息を決定づけているものは、そこで暮らせる否か、すなわち食べ物があり、子育てできる環境が整っているかどうかではないかと思われます。 したがって、クマタカが暮らせる環境が整っているところには、既にクマタカが縄張りをもって暮らしており、ひとつ（1ペア）の生息場所（生息環境）が失われれば、1ペアが暮らせなくなるのであり、それは個体数の減少であります。羽根があるからといって簡単に他の場所へ移ることなどできないのです。簡単に言えば、自分の縄張りがダメになれば、他のペアの縄張りを奪い取るしかありません。実際は短期間に1ペアの行動圏が完全になくなるような環境変化というのは少ないので、ジワジワと隣接個体と攻防を繰り返し、力の強いペアが他のペアを追い出したりして生息密度が低下するものと思われます。 淀川水系や琵琶湖に注がれる主要河川の山間部の流域には、ほぼ全てにクマタカが生息しています。しかし、どの河川にも大規模なダムが建設されたり、流域の森林の人工林化、森林の活用の変化などにより、水系および水系を取り巻く環境が著しく変化しています。それに伴いクマタカの正常な暮らしができなくなってきています。 餌動物の減少や、獲物を狩ることのできる環境が減少し、子育てをしないことが多くなってきています（繁殖成功率が低下しています）。 しかし、クマタカは新天地を求めて飛んでいくことはありません。 こうした状況が長期間続くと世代交代ができず、これらの地域個体群の生息密度が低下、すなわち生息個体数が減少することになるでしょう。 長年にわたって築かれた淀川水系の生態系には、クマタカもその一員であり、言い換えればクマタカなどの猛禽類は水系の健全さを示す指標のひとつであると考えられます。水系の貴重性については、こうした視点で評価すべきと考えます。
3	坂本氏	×	10/22	情報提供のための「メールマガジン」、情報、意志収集のための「掲示板」等の設置予定は無いのですか。

	発言者 所属等	傍聴 希望	受 取 日	内 容
4	奈良市情報 公開をすす める会 福 井 隆夫氏	×	10/23	私達木津川流域一帯の市民は木津川の水質に重大関心を持っています。そこで 今後継続して研究して頂く為独立の部会を設けるか、分科会にするかをご検討 願います。

猪名川部会  
座長 米山俊直様

平成13年 9月 10日  
環境にやさしい街づくり推進会  
(環境川西街づくり協議会)  
会長 菅野



## 質問書

弊会、平成13年8月7日の第四会猪名川部会を傍聴させて頂いた団体であります。当日傍聴者としての発言の中でお話した通り、私達は旧建設省と協定書を結び、約20年間、協議/工事を繰り返しており、今現在も協議中であります。もちろん私達もこの協定締結時より貴会の委員の皆様方と考え方、目的は異ならず、旧建設省の姿勢(整備計画の決定手順、工法)については当時より大きな疑問と不信を抱いてまいりました。

以上の様な状況下で第四回猪名川部会の開催を聞きつけ、傍聴しました結果、下記の如く疑問が生じたので貴職の誠意あるご解答をお待ちします。

### I. 淀川流域委員会、猪名川部会設立に関して

#### 1. 委員の選出について

- 1) 委員の推薦母体はどのような所だったのか?
- 2) 委員の選出規準はどのような条件であったのか?
- 3) 推薦方法は民主的になされたのか(委員は公募されたのか?自主的な応募で選出されたメンバーは存在するのか?)

#### 2. 貴会の法的な位置づけについて

- 1) 貴会でまとめたご意見が国土交通省又は猪名川工事事務所にわたった時、それは彼らの整備計画に対してどのような拘束力、強制力があるのか?
- 2) 貴会の設立は時期的に見て、俗に言う竹下派支配下で族議員が牛耳っていた旧建設省の時に、彼らの発想で着手された委員会であると想定します。当時政府は無数の私的諮問委員会、部会を設け、いずれの委員会、部会にも一流の学者、知識人、財界人がその責任者に据えられました。結果は提出された諮問内容はほとんど実行されず、膨大な税金とエネルギーが無駄に費やされ、単なるガス抜きに使われてきたとしか考えられません。碩学の貴職はもちろんこのような状況をよくご承知の上でこのたびの委員会委員、座長をお引受になられた事と存じますが、着任されます時上記の点について国土交通省猪名川工事事務所とどの様な約束をされたのか。平成9年に改正された新整備計画書の趣旨を充分反映して行く為には、貴職と当局の間でこの点が最も大切な部分であると思われまますので、できるだけ詳しく教えて下さいますようお願いいたします。

#### 3. 処遇について

- 1) 委員並びに学術研究者に対して何らかの報酬又は研究費の支給があるのでしょうか?

### II. 流域委員会規約に関して

## 1. 目的について

- ・「関係住民の意思の反映方法について（委員会が）意見を述べる....」にとどまっているという事は、国土交通省は従来と何らその姿勢は変わっておらず、今まで通り、都合のよい部分丈を「つまみ食い」するだけで積極的に関係住民の意見、知恵を採用する姿勢は全く読み取れません。
- ・ かしながら貴職事務局より頂いた「淀川水系流域委員会 猪名川部会ニュース創刊1号（2001年6月）の1ページ「第一回猪名川部会（2001年5月23日開催）速報」を拝読致しますと、まさに視野の広いこれぞ学者にふさわしい部会長のご提言であると感服した次第であります。私達はこのご提言と「目的の内容」とのギャップをどのように理解すれば良いのでしょうか。

## III. 第四会猪名川部会に出席して感じた事に関して

### 1. 委員の熱意について

- 1) 当日4名の委員が大幅に遅刻されました。しかもそのうち2名は前回も欠席されています。このような熱意の無い委員を通して、地元住民の意見が反映されるのでしょうか？

### 2. 会議運営について

- 1) 当日マスコミ関係者の席にはどなたも座っておられませんでした。事前に各社へ通知を出しておられたのか？その方法は適切なものであったのか？それとも部会が軽く見られ「従来通りのガス抜き機関に過ぎないので新規性は想定出来ないので行っても無駄」と思われたのか？
- 2) 委員会なので委員の発言時間をたっぷり取られるのは当たり前ですが傍聴者が約60名も出席され、60名全員で10分前後の発言時間では何一つ纏まった発言は出来かねます。「犬の遠吠え」程度に聞く時間を取られたのでは全く意味がなく、今後改善をして頂きたいがどうか？（公平性に欠けると思われます）
- 3) 当日私達3名が傍聴者として発言の機会を得、当会の事務局長が猪名川工事事務所との長い交渉経緯並びに現在進めている「川西嵐山計画」について説明したさい、貴職はご熱心にメモを取られその時「今後はその様な流域の団体さん（委員会に入っていない）の人たちと話し合う機会を持ちたい...」とのコメントでしたが、何時どの様な形で会を持って頂けるのでしょうか？

## IV. 「川西嵐山計画」の認知度に関して

### 1. この地元計画を知られた時期について

- 1) 貴職はいつ誰からこの計画について知らされましたか？

### 2. この計画がこの度、どこで貴職の耳に届かずもみ消されたか、その理由について

- 1) 私達が第四回猪名川部会に出席する前に、川西市の関係部署の部長を通じて、猪名川工事事務所長上下氏に関係書類一式をファイルに綴じ事前に

貴職に持って行って頂いて、説明しておいて欲しいと依頼しました。川西市の部長が上下氏まで届けて趣旨を説明された事はわかっていますが、その後上下氏と貴職の間でどのように処理されたかわかりません。当日貴職は初めて聞かされるが如く私達の説明に対して耳を傾け、メモを取っておられましたが上下氏のところでストップしているとしたらやはり国土交通省の姿勢は従来と変わっていないと言わざるを得ません。上下氏によくご確認の上お返事いただきたいと思います。

### 3. 過渡期の問題をどのように処理されるつもりでおられるのかについて

- 私達の「川西嵐山計画」は平成 11 年に猪名川工事事務所と文書を交わして今後具体的に検討をする事（双方で協議しながら）になっておりました。その時、文書を交わす前には猪名川工事事務所と川西市助役まで話し合いをし、工費の問題、完成後の維持費の問題についてまで話し合いが行われ、議事録までも作成して合意したものです。
- しかしながら貴会の発足は私達の約束よりかなり遅れております。私達は約束を取り付けて、三代の所長にその実行を迫り、昨年 11 月には国会にも陳情致しました。現在の問題点は下記の通りです。

#### 1. 猪名川工事事務所長上下氏の考え

- ・その後上下所長が着任されると前後して、貴会の発足を知り、上下氏には「後で発足した貴会とは関係なく協議を続ける」のが筋であると約半年間に亘り言い続けてまいりましたが一向にラチがあかず、「猪名川部会の結論が出てからその結論に従って話し合いたい…」の一点張りであります。

#### 2. 弊会の主張

- ・私達は約束が出来てから既に 3 年近くも放置されており、お役人がよく使う手「難しい事は先送りしてウヤムヤに…」には絶対に乗れません。

#### 3. 弊会の提案

- ・猪名川工事事務所の立場も勘案して現在私達は「貴会と、私達の取り付けている約束」との整合性をつける為に「嵐山計画の協議の仕方について」下記のように提案します。

- 1) 弊会と猪名川工事事務所は早急に協議を再開する。
- 2) 弊会の提案内容が貴会の目指す趣旨と異なる場合は貴会のアドバイスを受けらるなり地元案の修正に応ずる。
- 3) 必要な時は貴会、工事事務所と弊会の三者で話し合う。

以上の如く、現在猪名川工事事務所と弊会は過渡期のはざまで大変憂慮しております。貴職の基本的なお考えも弊会の目指す所も基本的には大差ないと思われまますので、どうか貴職のよろしきご指導とご高察をお願いします。

以 上

提出先 淀川流域委員会 猪名川部会

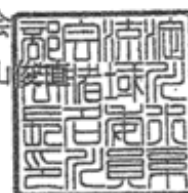
国土交通省猪名川工事事務所

川西市下水道部

弊会ホームページにて公表 <http://kankyo.com>

環境にやさしい街づくり推進会  
(環境 川西 街づくり協議会)  
会長 菅野 敬様

平成13年10月11日  
淀川水系流域委員会  
猪名川部会長 米山



## 9月10日の質問書に対する回答

すでにお断りしたように、ご質問に対する回答は猪名川部会で委員の協議のうえ回答することになっておりましたが、10月9日に第5回猪名川部会が開催され、協議を終えましたので、以下の通り回答いたします。

### I 淀川水系流域委員会・猪名川部会設立に関する質問：

#### 1. 委員の選出について：

- 1) 準備会議委員からの推薦に加えて、新聞等で公募した自薦、他薦の候補者、河川管理者から参考として提出された専門家等の名簿を多数集積して、その中から適任と思われる人を準備会議の責任において選定しました。
- 2) 委員の選出の基準：①専門分野のバランスを考慮して採択。②地域の特性に詳しい委員を4名以上選定、など。
- 3) 準備会議の数時にわたる慎重な審議を経て、公平かつ民主的に選定しました。委員の中には自薦で委員となられた方もいます。

#### 2. 本委員会の法的な位置付けについて：

- 1) 本会の意見が国土交通省、猪名川工事事務所にわたった時、新河川法の河川整備計画に対して法的な拘束力、強制力は持っていませんが、尊重されるものと理解しています。
- 2) 着任時に、本省、地方整備局、工事事務所と特別な約束は一切していません。むしろ河川整備計画に対して厳正に批判的な態度で望むことを目指しています。
- 3) 処遇について：規定による謝金がございます。

### II 淀川水系流域委員会規約に関して：

1. 目的について：本委員会は「学識経験者」を主とする委員会であり、公聴会の開催などによる住民意見の反映は別途という考えもありますが、地域の特性に詳しい委員の意見も踏まえつつ、住民意見を積極的に議論に活用し、最終計画に反映したいと考えます。

### III 第4回猪名川部会について：

1. 委員の熱意について：委員会は委員の自主的な運営により行われているものであ

り、委員は各自の自己責任において出席し、また、欠席もします。委員に熱意がないとは考えられません。都合により欠席した委員にも十分に意見をいただくように工夫しています。

2. 会議運営について：

- 1) マスコミ関係者には開催ごとに連絡していますが、その出欠は自由です。むしろマスコミの態度を「委員会はガス抜き装置」とみなすことは委員に対して失礼でしょう。マスコミは多忙であることにも理解が必要でしょう。
- 2) 現在は委員の議論を優先していますが、住民の意見を聞く機会は、委員会の案がまとまる過程でいずれつくられることになると思われます。
- 3) すでに10月5日、質問に回答するために「環境にやさしい川西街づくり推進会」に対してヒアリングをしましたが、このような機会は今後も持ちたいと思います。

IV 「川西嵐山計画」の認知度に関して：

1. この地元計画については、第4回の部会に参加された3人の傍聴の方の発言により知りました。その後、市と庶務を経て陳情の資料を受け取りました。
2. 川西市から受け取った書類は、別途上下猪名川工事事務所長から庶務を経て私の元に届きました。
3. 過渡期の問題について：
  - 1) 本委員会は貴団体、川西市、工事事務所が行う協議に直接かかわることなく、総合的な視点から中立の立場で判断したいと思います。
  - 2) 具体的な事業の実施に当たっては、河川をどう整備するかについて対岸や下流の住民も含めて広く地域の人々と工事事務所が協議されることを望みます。

V その他

すでに予算のついた護岸補修工事は、10月の濁水期に工事を開始するためには、早急に善処されることを望みます。

以上